

令和7年度 介護保険施設等集団指導 運営指導における主な指摘事項 (施設系サービス、小規模系サービス)

- 1 運営指導における主な指摘事項
- 2 令和7年度運営指導の重点事項（13項目）

鹿児島市 指導監査課



対象サービス

- 【介護老人福祉施設】
- 【介護老人保健施設】
- 【介護医療院】
- 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】
- 【特定施設入所者生活介護】
- 【認知症対応型共同生活介護】
- 【地域密着型特定施設入居者生活介護】
- 【短期入所生活介護】
- 【短期入所療養介護】
- 【小規模多機能型居宅介護】
- 【看護小規模多機能型居宅介護】

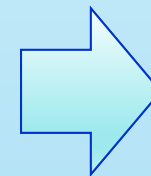
1. 運営指導における主な指摘事項（施設系・小規模系サービス）

指摘事項

共通

改善方法

運営規程の内容に記載不備がある。



運営規程に定めておくべき事項は、運営していただく自己点検表に記載してありますので、参考にしてください。（市ホームページに掲載※）

運営規程をご確認いただき、内容に記載不備がある場合は是正し、運営規程の変更届を、市長寿あんしん課へ提出してください。

（※市ホームページ>健康福祉>指導監査>自主点検表・事前提出資料など）



◀QRコード
（介護保険施設等）



◀QRコード
（地域密着型サービス）

勤務表に、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員等の配置を明確にしていない。



勤務表は施設（事業所）ごとに、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員等の配置を明確にしてください。

※勤務表の内容に不備がないか確認してください

1. 運営指導における主な指摘事項（施設系・小規模系サービス）

指摘事項	共通	改善方法
当該事業所の従業者であることが確認できない。	⇒	雇用契約書又は辞令等により、当該事業所の従業者であることを明確にしてください。
非常災害に関する具体的計画の内容について、従業者や利用者に分かりやすく施設(事業所)内に掲示していない。	⇒	立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立て、分かりやすく、施設(事業所)内に掲示してください。
変更の届出がされていない。 ・介護支援専門員、計画作成担当者等の変更 ・平面図が実態と異なっている。	⇒	介護支援専門員、計画作成担当者、平面図の変更のほか、事業所の名称及び所在地、管理者、運営規程、役員等に変更があった場合も届出が必要になります。変更があった場合は、市長寿あんしん課へ変更後10日以内に、変更届を提出してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（施設系・小規模系サービス）

指摘事項

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に、市へ報告していない。

共通

改善方法

サービス提供の際に事故が発生した場合は、市介護保険課へ事故報告書を提出してください。指摘した事例として、サービス提供中に事故が発生し、医療機関を受診している場合に報告がされていないものが多く見受けられました。

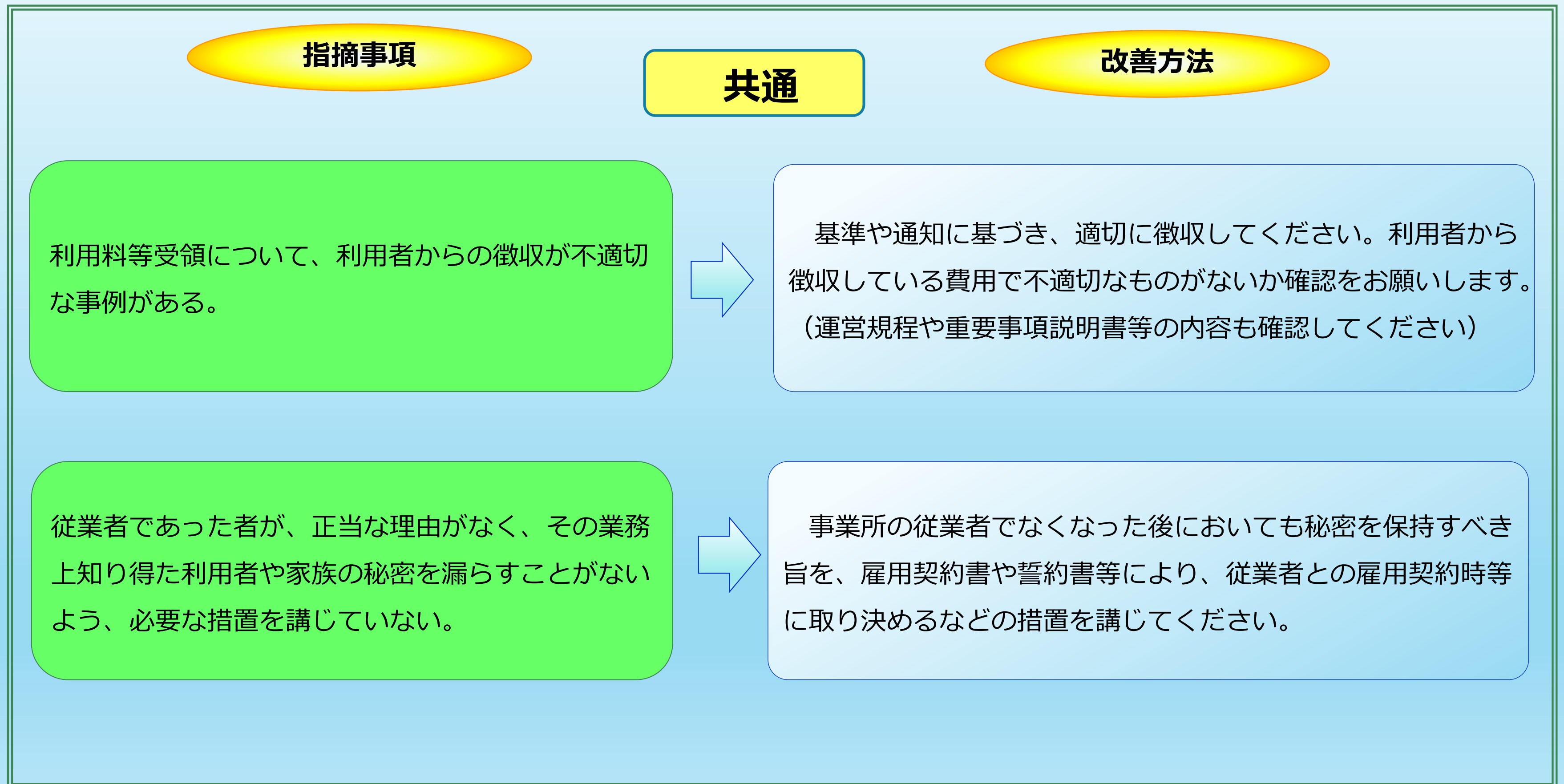
また、職員の法令違反や不祥事の発生、感染症や食中毒の発生など、その他にも事故報告が必要な場合がありますので、報告が必要な範囲や報告手順、報告書様式等、詳しくは市ホームページでご確認ください。

(※市ホームページ>健康・福祉>介護保険>介護保険関連情報>市からのお知らせ(介護保険関連)>介護サービス提供時の発生事故の報告)



◀QRコード

1. 運営指導における主な指摘事項（施設系・小規模系サービス）



1. 運営指導における主な指摘事項（施設系・小規模系サービス）

指摘事項

共通

改善方法

秘密保持等について
サービス担当者会議等において、利用者や家族の
個人情報を用いる場合に、あらかじめ同意を得て
いない。



あらかじめ文書により、利用者及び家族それぞれから同意
を得てください。サービス提供開始時に、包括的な同意を得
ておくことでも構いません。

（地域密着型サービス）
運営推進会議を概ね2月に1回以上開催していない
期間がある。



概ね2月に1回以上開催してください。
（今回の改定で、テレビ電話装置等を活用しての実施も可能と
なりました。利用者が参加する場合は同意が必要です。なお、
個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会や厚労省
の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの
ためのガイダンス等を遵守してください。）

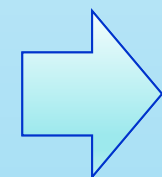
1. 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

指摘事項

施設系サービス共通

改善方法

サービス担当者会議等により、専門的な見地からの意見を求めたことを確認できない。



施設サービス計画（原案）に位置付けたサービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、専門的な見地からの意見を聴取してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう記録に残してください。

※サービス担当者会議は、テレビ電話装置等活用して行うこともできます。ただし、入所者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者の同意を得てください。なお、個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会や厚労省の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等を遵守してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

指摘事項

改善方法

施設系サービス共通

計画を作成していない（期間がある）。



利用者の希望及び入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づいて、サービスや期間の切れ目がないように施設サービス計画を作成してください。

※区分変更の申請を行った場合は、区分変更申請日からの暫定施設サービス計画を作成してください。

当該計画の記入については、「申請中」にチェックを入れ、「認定有効期間」は区分変更申請時の年月日のみ記載し、「要介護状態区分」は空白としておき、区分変更申請中のサービス内容等の計画を作成してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

指摘事項

改善方法

施設系サービス共通

- ・ 計画の内容について、利用者や家族へ説明し、同意を得、交付していない（確認できない）。
- ・ 利用者等への説明・同意・交付がサービス提供日より遅れている。



施設サービス計画原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書にて入所者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。

また、施設サービス計画の作成及び当該計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行ってください。

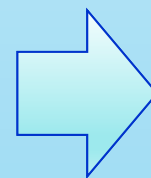
1. 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

指摘事項

改善方法

施設系サービス共通

サービスを提供した際に、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況を記録していない。



サービスを提供した際には、計画に基づき提供した具体的なサービスの内容（例えば、軟膏塗布、服薬介助、機能訓練、看護師による医療処置など）入所者の心身の状況その他必要な事項を記録し、従業者間や家族等との情報共有や評価につながる内容を残してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

指摘事項

改善方法

認知症対応型共同生活介護

生活機能向上連携加算について

- ・生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画に、3月を目途とする達成目標、その目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標がない。
- ・生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同計画に、各月の目標がない。

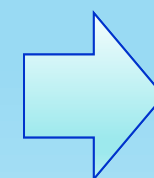


生活機能アセスメントの結果に基づき、3月を目途とする達成目標、その目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標、目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容を記載してください。

利用者本人が、日々の暮らしの中で介助等を必要とする行為について、可能な限り自立して行うことができるよう具体的目標を定めてください。

看取り介護加算について

- ・利用者の同意日以前に算定している。



医師等が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者であることが要件の一つとなっています。

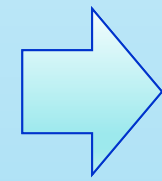
1. 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

指摘事項

改善方法

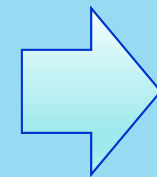
認知症対応型共同生活介護

計画の作成において、他の介護従業者と協議したことを確認できない。



計画作成担当者は他の従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう記録等に残してください。

計画を作成していない（期間がある）。



計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応共同生活介護計画を作成してください。

目標期間終了時や介護認定の区分変更時などに計画の未作成が見受けられます。サービスや期間の切れ目がないように計画を作成してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

指摘事項

改善方法

認知症対応型共同生活介護

計画に具体的なサービスの内容を記載していない。



計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。

- ・ 計画の内容について、利用者や家族へ説明し、同意を得、利用者へ交付していない（確認できない）。
- ・ 計画の利用者等への説明、同意、交付がサービス提供日より遅れている。



計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。

また、認知症対応型共同生活介護計画の作成及び当該計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行ってください。

1. 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

指摘事項

改善方法

認知症対応型共同生活介護

モニタリングを行っていない（確認できない）。



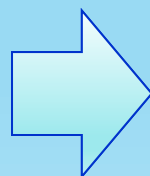
認知症対応型共同生活介護計画作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、その内容を記録に残してください。また、必要に応じて計画の変更を行ってください。

利用者の被保険者証に、入居の年月日及び共同生活住居の名称を記載していない。



事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載してください。

提供するサービスの質の自己評価を行っておらず、定期的に外部評価を受けていない。



事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行なうとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（小規模系サービス）

指摘事項

改善方法

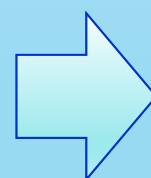
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

アセスメント、モニタリングに当たって、利用者の居宅を訪問し、面接して行っていない(確認できない)。



アセスメント、モニタリングに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ってください。また、その内容を客観的に確認できるよう記録等に残してください。

居宅サービス計画・個別サービス計画を作成していない（期間がある）。



介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、居宅サービス計画及び個別サービス計画を作成してください。

ケアプランの更新や変更時、介護認定の区分変更時などに計画の未作成が見受けられます。モニタリングやアセスメントに基づいてサービスや期間の切れ目がないように計画を作成してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（小規模系サービス）

指摘事項

改善方法

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

計画に具体的なサービスの内容を記載していない。



介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、「～したいの実現」を少しでもかなえられるよう、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載してください。

また、サービスについては、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、通い・訪問・宿泊サービスを随時適切に組み合わせた介護を行ってください。

1. 運営指導における主な指摘事項（小規模系サービス）

指摘事項

改善方法

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

- ・居宅サービス計画及び個別サービス計画の内容について、利用者や家族へ説明し、同意を得、利用者へ交付していない（確認できない）。
- ・居宅サービス計画及び個別サービス計画の利用者等への説明、同意、交付がサービス提供日より遅れている。



介護支援専門員は、居宅サービス計画及び個別サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。

また、居宅サービス計画及び個別サービス計画の作成及び当該計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行ってください。

2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（1）利用者の安心・安全の確保（5項目）

- ① 「虐待防止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）はあるか。
- ② 「身体拘束廃止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）や手続きは適正か。※1
- ③ 非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた個別計画の作成、避難経路の確保及び訓練の実施、従業員への周知）は適切に行われているか。※2
- ④ リスクマネジメント（感染症対策、業務継続に向けた取組、事故発生時及び緊急時対応、苦情対応）は適切か。
- ⑤ 医療行為がある場合、有資格者により適切に行われているか。※3

※1 ②は、計画系・訪問系・通所系・福祉用具系については、委員会の開催・指針の整備・研修の取り組みは対象外

※2 ③は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外

※3 ⑤は、計画系・福祉用具系は対象外



2.令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（2）サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

（2項目）

- ① 利用者の希望・置かれた環境等に沿った計画が作成されているか。
- ② 計画に沿ったサービスが提供されているか。



2.令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（3）人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保（3項目）

- ① 人員基準（必要資格、研修の修了含む）を満たす員数が確保されているか。
- ② 定員の遵守に関する認識を持ち、定員を超える場合は適切な措置がとられているか。 ※1
- ③ 勤務表等により勤務体制が確保されているか。

※1 ②は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外



（4）介護報酬の適正な取扱い（3項目）

- ① 不正な請求（故意・過失に拘わらず、サービス提供事実と異なる請求）を行っていないか。
- ② 算定基準（関係告示・通知等）に適合し、要件を満たした場合に算定しているか。
- ③ 減算すべき基準に適合する場合、適正に減算しているか。

